

社会福祉法人 よいち福祉会
サービス付き高齢者向け住宅

ふる一つの郷^{さと}

ふる一つの郷利用規定 (2024.10.1 版)

ふる一つの郷では、皆様に安全かつ快適に生活していただくために、以下の利用規定を定めておりますので、ご理解とご協力をくださいますようお願い申し上げます。

目 次

■ 共同設備の利用規程	1 頁
1 玄関の施錠等について	1
2 食堂の利用について	1
3 洗濯室の利用について	1
4 小規模多機能事業所、共同トイレの利用、喫煙について	1
■ 各居室利用規程	2 頁
5 各居室の利用について	2
■ その他利用規程	3 頁
6 その他	4

共同設備の利用規程

1 玄関の施錠等について

- ①**施錠** 住宅正面玄関は、夜 10 時 00 分から朝 6 時 00 分まで施錠されていますので、その時間内に入出の必要がある方はその都度事務室へご連絡下さい。共用部分（廊下、食堂等）の消灯は午後 9 時としますが、午後 9 時以降に利用される共用部分がある場合は、消灯を遅らせることが可能な場合もあり得ますので、事務室にご相談ください。
- ②**外出** 外出時は特に届け出などは必要ありません。但し、行先等を事務所に伝えたい場合のみ声をおかけください。外泊に関しては差支えない範囲で、「外泊届出書」に行き先と帰宅予定時刻の記入をお願い致します。
- ③**靴箱・メールボックス** 決められた靴箱とメールボックスをお使い下さい。ただし、どうしてもご不便な事情があれば、出来る限りの対応努力をしますので事務室にお申し出下さい。
- ④**共用スペースでの服装** ご自分の居室外においては、必ず上履きと衣服を着用して下さい。裸足や下着姿、寝間着姿での共用部の利用は御遠慮下さい。

2 食堂の利用について

- ①**給食** 食堂での給食時間等は、次のとおりです。
食事は、法人経営のフルーツ・シャトーよいちにおいて、施設管理栄養士の献立に基づき調理したものを提供致します。
- | | | |
|--------------------|-------|---------------------|
| ・朝食： 8:00 ～ 9:00 | 350 円 | 原則 1、2 階食堂をご利用ください。 |
| ・昼食： 12:00 ～ 13:00 | 570 円 | |
| ・夕食： 17:50 ～ 19:00 | 570 円 | |
- 上記 3 食の給食をご希望により利用できます（2 食または 1 食の利用も可能です）。
食費は 1 食単位での請求となります。
キャンセルされる場合には、前日 10 時までに事務室へお知らせ下さると料金がかかりません。
- ②**その他** 食堂は他の入居者との交流や歓談の場としてご自由にご利用頂けますが、上記の各食事時間帯には、食事以外の個人的な目的で食堂を利用することはお控えください。

3 洗濯室の利用について

- ①**利用料金** 洗濯機利用 1 回 200 円、乾燥機利用 1 回 100 円
- ②**利用時間** 洗濯機は、午前 8 時 30 分～午後 8 時 30 分までの時間帯で利用できます。
- ③**遵守すべきことがら** ご利用に際しては次の事項を遵守してください。
- ・洗濯室は各階にありますので、出来る限りご自身の居住階の洗濯室をご利用ください。
 - ・洗濯時には、決められた利用カードを洗濯機横のフックにかけてご利用ください。
 - ・洗濯終了時には速やかに取り込みをお願い致します。
 - ・洗濯ものを干すのは、原則として各居室でお願い致します。

4 小規模多機能事業所、共同トイレの利用、喫煙について

- ① 1 階事務室奥は小規模多機能居宅介護支援事業所となっております。その事業所と契約を締結していない方の立ち入りはご遠慮ください。ご利用などについては事務室にお問い合わせください。
- ② 各階の共同トイレは、食堂などを利用している方はどなたでもご利用頂けますが、トイレ目的以外での利用（読書、ゲーム等）はご遠慮ください。共同トイレは来客者、職員も利用いたします。
- ③ この建物は敷地内を含めて、全面禁煙としております。居室を含むすべての場所での喫煙はご遠慮ください。

各居室の利用規程

5 各居室の利用について

- ・避難経路図は各階エレベータホールに掲示しています。必ずご確認ください。
- ・緊急通報装置はベッドの枕元とトイレにありますので、入居時に、必ず試用して、設置場所と危機に異常のないことの確認をお願い致します。
- ・居室内のヒーターは、プロパンガスによる温水暖房となっております。室温調整ダイヤルはに合わせていただくと概ね 22℃の適温が自動的に保たれます。それ以上に設定すると高熱になり、火傷のおそれがありますのでご注意ください。また、外泊などの場合にはバルブをお締め下さい。
- ・居室を留守にされるときは、必ず鍵をおかけください。
- ・居室での喫煙は禁止となっております。
- ・居室内の IH ヒーターは、IH ヒーター対応の調理器具のみのご利用をお願い致します。
- ・居室内で調理をされる場合、必ず換気扇を回していただきますようお願い致します。
- ・居室内の造作変更、改造等は自由ですが、あらかじめ事務室に届け出て、衛生面や安全性等に問題ない変更であることの確認がなされてから行ってください。居室の改造をされた場合は、退居時には原状復帰することの確約書を提出していただきます。費用はすべて入居者の負担となります。
- ・時計やカレンダーなどの掲示のため、居室内の壁に画鋸をさしたりすることは自由です。
- ・居室において観葉植物を育成することは自由ですが、その旨事務室にお届けください。
- ・火災防止のため、居室内に設置するカーテン、ブラインド、のれん及び 2 m²以上のじゅうたんについては、防炎加工された製品をご使用ください。また、居室内の火の利用はご遠慮ください。
- ・神前、仏前に供える灯明は、電気ろうそくをご使用ください。ただし、僧侶を呼んで行う法会に際してはこの限りではありません。
- ・祭壇お供え用のご飯について、1ヶ月 2,160 円の料金でご希望により頒布します。(毎日のお供えであっても、2, 3 日ごとのお供えであっても料金は同一です。月中途での入退居の場合や入院等による長期不在の場合 (1ヶ月以上) は、日割計算とします。)
- ・居室内の照明、暖房、水洗トイレの使用については、節電、節水等にご協力下さいますようお願い致します。
- ・浴室及び脱衣室での飲食、髪染め、洗濯及びこれらに準ずる行為で他の迷惑になるおそれがある行為はご遠慮ください。
- ・浴室は各自が清掃等適切に管理をしてください。定期的な清掃が必要なときには、別に定める料金を支払っていただきます。

その他利用規程

6 その他

- 鍵を紛失した場合は、速やかに事務室にご連絡ください。
- 鍵を紛失した場合、スペアキーの手配料金として実費額をお支払いいただきます。
- 外出して、急遽外泊する場合、または外泊を延長される時などは、お手数でも外出先から事務室（0135-48-5705）へご連絡を下さいますようお願い致します。
- ご家族が宿泊される場合は、事務室に届け出用紙がありますので記載、提出をお願い致します。
- ご家族のお食事については別途有料となります。
- 居室内でペットを飼育することをご遠慮ください。
- 新聞を購読される場合、正面玄関横の各自の郵便受けに配達されます。
- ごみは分別したのち、所定の収集日に、所定の場所へお出してください（ご自分でゴミ出しをできない場合には、別に定める料金で対応致しますので事務室にお問い合わせください）。
- 必要に応じて生活サポートサービス（緊急時以外は有料サービスです）を受けることができます。事務室へご相談ください。
- 月曜～金曜日の9時～17時まで、事務室において以下の物品を購入することができます。（・ティッシュ ・トイレットペーパー）
- 缶ジュース等の自動販売機は1階と2階にあります。24時間利用可能です。
- 共用スペースでの照明、温度設定等については、節電にご理解とご協力を下さいますようお願い致します。